明石市法令遵守の推進等に関する条例施行規則

目次

第1章 総則(第1条一第3条)

第2章 内部公益通報 (第3条の2-第17条)

第3章 要望、提案等及び不当要求行為(第18条一第26条)

第4章 行政オンブズマン(第27条―第36条)

第5章 外部公益通報(第37条—第46条)

第6章 雑則(第47条—第51条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、明石市法令遵守の推進等に関する条例(平成22年条例第4号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において使用する用語は、特別の定めのある場合を除くほか、条 例において使用する用語の例による。

(出資団体等)

第3条 条例第2条第7号イに規定する規則で定めるものは、別表第1のとおりとする。

第2章 内部公益通報

(公益通報対応業務従事者)

第3条の2 公益通報者保護法(平成16年法律第122号)第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者は、条例第7条第1項の規定により置かれた公益監察員及び当該公益監察員が条例第10条第1項の規定により市長に届け出た補助者とする。

(内部公益通報書)

第4条 条例第13条第1項の規則で定める書類は、内部公益通報書(様式第1号) とする。

(庁内通報窓口)

- 第4条の2 条例第13条第1項の規則で定める市の内部組織は、総務課とする。 (内部公益通報に関する相談書)
- 第5条 条例第14条第3項の規定により同条第1項の相談について条例第13条 の規定を準用する場合における同条第1項の規則で定める書類は、内部公益通報

相談書(様式第2号)とする。

(内部公益通報の受理等に係る通知)

第6条 条例第15条第2項の規定による通知は、内部公益通報を受理したときは 内部公益通報受理通知書(様式第3号)により、受理しないときは内部公益通報 不受理通知書(様式第4号)によりするものとする。

(標準処理期間)

第7条 条例第16条第2項の標準処理期間は、60日とする。ただし、当該期間 内において処理できない特別な事情がある場合は、この限りでない。

(内部公益通報の報告)

第8条 条例第16条第3項の規定による報告は、内部公益通報対象事実内容報告書(様式第5号)により行うものとする。

(公益監察員証等)

第9条 市長は、条例第18条第3項に規定する身分を示す証明書として、公益監察員に公益監察員証(様式第6号)を、条例第10条第1項に規定する補助者に 公益監察員補助者証(様式第7号)を交付する。

(内部公益通報対象事実是正措置等報告)

第10条 条例第21条第2項の規定による報告は、内部公益通報対象事実是正措 置等報告書(様式第8号)により行うものとする。

(不利益取扱いの申出)

第11条 条例第27条第3項において条例第13条を準用する場合における同条 第1項の規則で定める書類は、不利益取扱申出書(様式第9号)とする。

(不利益取扱いの相談)

第12条 条例第27条第3項において条例第14条を準用する場合における条例 第27条第2項の相談は、不利益取扱相談書(様式第10号)により行うものと する。

(任命権者等の区分)

- 第13条 条例第28条第2項に規定する任命権者等は、通報職員等が次の各号に 掲げる者である場合の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。
  - (1) 職員である場合(第3号に掲げる者を除く。) 任命権者
  - (2) 職員でなくなった日から1年を経過しない者である場合 当該者が職員で なくなった日における任命権者
  - (3)条例第2条第2号ウに掲げる職員又は当該職員でなくなった日から1年を 経過しない者である場合 市の機関

(4)条例第2条第3号イ又はウに掲げる者又は当該者でなくなった日から1年 を経過しない者である場合 市の機関

(不利益取扱いの報告)

第14条 条例第28条第2項の規定による報告は、不利益申出内容報告書(様式 第11号)により行うものとする。

(不利益取扱是正措置勧告を行った旨の通知)

第15条 条例第28条第4項の規定による報告及び通知は、不利益取扱是正措置 勧告を行った旨の報告・通知書(様式第12号)により行うものとする。

(不利益取扱いの事実が認められない場合の通知)

第16条 条例第28条第5項の規定による報告及び通知は、不利益取扱事実が認められない旨の報告・通知書(様式第13号)により行うものとする。

(不利益是正措置の報告)

第17条 条例第28条第6項の報告は、不利益是正措置を行ったときは不利益取扱是正措置報告書(様式第14号)により、不利益是正措置を行わないときは不利益取扱是正措置を実施しないことについての報告及び理由書(様式第15号)により行うものとする。

第3章 要望、提案等及び不当要求行為

(要望、提案等の記録)

第18条 条例第32条第1項第1号の規定による記録は、要望・提案等聞き取り 調書(様式第16号)により行うものとする。

(要望、提案等の管理)

- 第19条 条例第35条第1項の規則で定める管理は、市民の声データベース(明石市市民の声取扱要領(平成17年6月1日制定)に規定する市民の声データベースシステムをいう。)に要望、提案等の内容を記録することにより行うものとする。
- 2 前項の規定により管理する要望、提案等は、市長が別に定める基準(以下「ガイドライン」という。)に基づき市の機関が不当要求行為でないと認めた要望、提 案等及び要望提案等審査会(以下この章において「審査会」という。)への諮問の 結果、不当要求行為でないと認めた要望、提案等とする。

(審査会への諮問)

第20条 市の機関は、要望、提案等がガイドラインに照らして不当要求行為かど うか判断できない場合は、審査会に諮問しなければならない。

(審査会の組織)

- 第21条 審査会の委員に任命する職員は、別表第2に掲げる職員とする。
- 2 審査会に会長及び副会長を置き、会長には総務部を所管する副市長を、副会長には他の副市長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 審査会の会議は、必要に応じて会長が招集する。
- 6 審査会は、必要に応じて関係職員、関係機関の職員、学識経験を有する者その 他の参考人の出席を求めることができる。
- 7 審査会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(審査会の所掌事務等)

- 第22条 審査会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 第20条の規定による市の機関からの諮問に応じ、要望、提案等が不当要 求行為に該当するかどうかについて審査すること。
  - (2) 前号に掲げるもののほか、要望、提案等の取扱いに関して必要な事項
- 2 前条及び前項に定めるもののほか、審査会について必要な事項は、会長が審査 会に諮って定める。

(不当要求行為の内容の記録)

第23条 条例第38条第2項の規定による記録は、不当要求行為内容調書(様式 第17号)により行うものとする。

(対策委員会の組織)

- 第24条 明石市不当要求行為対策委員会(以下この章において「対策委員会」という。)の委員に任命する職員は、別表第3に掲げる職員とする。
- 2 対策委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長には総務部を所管する副市長 を、副委員長には他の副市長をもって充てる。
- 3 委員長は、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 対策委員会の会議は、必要に応じて委員長が招集する。
- 6 対策委員会は、必要に応じて関係職員、関係機関の職員、学識経験を有する者 その他の参考人の出席を求めることができる。
- 7 対策委員会の庶務は、総務部防災安全課において処理する。

(対策委員会の所掌事務)

- 第25条 対策委員会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。
  - (1) 不当要求行為に関する対応方針の協議検討に関すること。
  - (2) 不当要求行為に関する情報交換及び連絡調整に関すること。
  - (3) 前2号に掲げるもののほか、不当要求行為の防止等に関して必要な事項
- 2 前条及び前項に定めるもののほか、対策委員会について必要な事項は、委員長 が審査会に諮って定める。

(要望、提案等及び不当要求行為の取扱いに関する事項)

第26条 この章に定めるもののほか、要望、提案等及び不当要求行為への対応等 に関し必要な事項は、市の機関が別に定める。

第4章 行政オンブズマン

(特別な利害関係のある団体等)

第27条 条例第49条第2項の本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の 役員とは、市との請負契約その他の契約に基づいて市の事務又は事業を行う者及 びその支配人又は主としてこれと同一の行為をする法人(市が出資する法人で資 本金、基本金その他これらに準ずるものの2分の1以上を出資しているものを除 く。)の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき 者、支配人及び清算人とする。

(代表オンブズマン)

- 第28条 条例第52条第2項の代表オンブズマンは、オンブズマンの互選によって定める。
- 2 代表オンブズマンは、オンブズマンに関する事務を統括する。
- 3 代表オンブズマンに事故があるとき、又は代表オンブズマンが欠けたときは、 他のオンブズマンがその職務を代理する。

(苦情申立書)

第29条 条例第53条第2項の苦情申立書は、苦情申立書(様式第18号)とする。

(代理人による苦情申立て)

第30条 条例第53条第3項の規定により代理人により苦情申立てを行おうとする者は、前条の苦情申立書に代理人選任届兼委任状(様式第19号)を添えて、 苦情申立てを行わなければならない。

(正当な理由)

第31条 条例第54条第1項第3号ただし書に規定する正当な理由があるときとは、次に掲げるときとする。

- (1) 苦情申立てに係る事実が極めて秘密のうちに行われたため、苦情申立人に おいて当該苦情申立ての原因となった事実をそのあった日から1年を経過する 日まで知らなかったとき。
- (2) 天災地変等による交通の途絶により、申立期間を経過したとき。
- (3) 苦情申立てに係る事実が継続しているとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、オンブズマンが正当な理由があると認めるとき。

(オンブズマン証)

第32条 条例第56条の規定により条例第18条を準用する場合における同条第 3項に規定する身分を示す証明書は、オンブズマン証(様式第20号)とする。 (是正等措置・制度改善等状況報告書)

第33条 条例第61条第2項の規定による報告は、是正等措置・制度改善等状況報告書(様式第21号)により行うものとする。

(オンブズマン事務局)

第34条 条例第63条の規定により、政策部市民相談課(以下「市民相談課」という。)にオンブズマンの事務局を置き、その庶務を処理するものとする。

(活動状況の報告及び公表)

- 第35条 条例第64条の規定による市長及び議会への活動状況の報告並びに公表 は、年度ごとに次の事項について行うものとする。
  - (1) 苦情申立ての件数、内容及び処理の状況
  - (2) オンブズマンの発意に基づく調査の件数、内容及び処理の状況
  - (3) 勧告、意見表明及び是正等の措置の報告の要旨
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(オンブズマンの公印)

第36条 オンブズマンの公印は、別表第4のとおりとする。

第5章 外部公益通報

(外部公益通報の受付)

第37条 市の機関は、外部公益通報があった場合は、条例第65条第2項に規定するときを除き、これを受け付ける。

(通報者等の保護等)

第38条 外部公益通報に係る相談及び処理に従事する職員(以下「通報処理担当者」という。)は、通報者(外部公益通報を行った者をいう。以下同じ。)の保護に配慮するとともに、調査対象者、調査に協力した者その他通報対象事実の内容

を知る者(以下「調査対象者等」という。)の権利を不当に侵害することのないよう、公正かつ誠実に事案を処理しなければならない。

2 職員は、自己、父母、祖父母、配偶者、子、孫又は兄弟姉妹に関係のある外部 公益通報に関して、通報処理担当者となってはならない。

(相談窓口)

- 第39条 外部公益通報に係る相談、広報その他外部公益通報に関する情報の提供は、市民相談課において処理する。
- 2 市民相談課は、外部公益通報に係る相談があったときは、当該相談内容に関する事務を所管する市の機関の内部組織(以下「所管課」という。)に取り次ぐものとする。

(受付窓口)

第40条 外部公益通報の受付窓口は、当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分等を行う権限を有する市の機関に置かれる当該処分等の事務を所管する所管課又は法令により市の機関から独立して処分等を行う権限を行使することが認められている職員が所属する所管課とする。

(通報の受付)

- 第41条 通報の受付は、書面、郵便、電子メール又はファックス(以下この条に おいて「書面等」という。)によるものとし、公益通報者が面談、電話による通報 を希望した場合においては、できる限り書面等により行うよう求めるものとする。
- 2 所管課は、通報を受け付けたときは、外部公益通報等受付票(様式第22号) に所定の事項を記載するものとする。

(受理又は不受理の決定)

- 第42条 所管課は、外部公益通報があった場合において、当該外部公益通報を受け付けた場合は受け付けた旨を公益通報受理決定書(様式第23号)により、受け付けない場合は受け付けない旨及びその理由を公益通報不受理決定書(様式第24号)により、通報者に通知しなければならない。
- 2 外部公益通報を受け付けない場合において、その理由が当該外部公益通報に係 る通報対象事実が本市の機関の処分等を行う権限に属さないものであるときは、 市の機関は、前項の決定書に当該外部公益通報に係る通報対象事実について処分 等の権限を有する行政機関等を記載しなければならない。

(調査)

第43条 所管課は、外部公益通報を受理したときは、必要な調査を実施するものとする。

- 2 調査の実施に当たっては、通報者が特定されないよう十分配慮しなければなら ない。
- 3 所管課は、調査の進捗状況について、必要に応じ、通報者に通知するように努めるものとする。
- 4 所管課は、調査を終了したときは、速やかに、通報者に対し、その結果について必要な通知を行わなければならない。

(是正の措置)

- 第44条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、速やかに、 公益通報者保護法第13条第1項に規定する措置を講ずるものとする。
- 2 所管課は、前項に規定する措置を行ったときは、遅滞なく、通報者に必要な通知を行うものとする。この場合においては、前条第5項の規定を準用する。

(文書管理)

- 第45条 所管課は、外部公益通報に係る記録及び関係資料の秘密の保持に配慮し、 これらを適切な方法により管理しなければならない。
- 2 外部公益通報に係る記録及び関係資料の保存期間は、10年とする。 (その他の公益目的の通報の処理)
- 第46条 市の機関は、通報があった場合において、当該通報を行った者が当該通報対象事実に係る事業所に係る公益通報者保護法第2条第1項各号に掲げる者でないときその他の事由により外部公益通報に該当しないと認めるときは、当該通報が信ずるに足りる相当な理由をもってなされたものであると認めるときに限り、当該通報に係る処理について第37条から前条までの規定に準じて取り扱うものとする。

第6章 雑則

(運用状況の報告)

- 第47条 条例第67条の規定による市長への運用状況の報告は、年度ごとに次の 事項について行うものとする。
  - (1) 内部公益通報の件数、当該内部公益通報に係る内部通報対象事実の概要、 公益監察員の勧告及び是正等の措置の報告
  - (2) 不当要求行為の件数、概要及び処理の状況
  - (3) 外部公益通報の件数、概要及び処理の状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項

(運用状況の公表)

- 第48条 条例第68条の規定による議会への運用状況の報告及び公表は、年度ご とに次の事項について行うものとする。
  - (1) 内部公益通報の件数、当該内部公益通報に係る内部通報対象事実の概要、 公益監察員の勧告及び是正等の措置の報告
  - (2) 不当要求行為の件数、概要及び処理の状況
  - (3) 外部公益通報の件数、概要及び処理の状況
  - (4) その他市長が必要と認める事項
- 2 市長は、前項の規定による報告及び公表に当たっては、関係者の正当な利益又 は公共の利益を害することのないよう努めるとともに、個人情報の保護について 最大限の配慮をしなければならない。

(公表の方法)

第49条 条例及びこの規則の規定による公表は、インターネットの利用その他の 適切な方法により行うものとする。

(公益監察員及びオンブズマンによる文書の様式)

第50条 この規則に定める様式のほか、公益監察員及びオンブズマンが行う通知、報告、勧告等に係る様式は、公益監察員及びオンブズマンが別に定める様式によるものとする。

(補則)

第51条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市の機関が別に定める。

(施行期日)

附則

1 この規則は、平成22年7月1日から施行する。

(公職者等からの要望、提案等に対する取扱いに関する規則及び明石市不当要求 行為等に関する規則の廃止)

- 2 次に掲げる規則は、廃止する。
  - (1) 公職者等からの要望、提案等に対する取扱いに関する規則(平成19年規 則第32号)
  - (2) 明石市不当要求行為等に関する規則(平成16年規則第38号) (経過措置)
- 3 第2章の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた 内部公益通報について適用する。
- 4 第4章の規定は、施行日の1年前の日以後にあった事実に係る苦情について適

用し、当該日より前にあった事実に係る苦情については、適用しない。

- 5 第5章の規定は、施行日以後にされた外部公益通報について適用する。 (準備行為)
- 6 市の機関は、施行日前においても、この規則の施行に必要な準備行為をすることができる。

附 則(平成23年9月26日規則第39号)

- この規則は、地方独立行政法人明石市立市民病院の成立の日から施行する。 附 則(平成24年3月30日規則第22号)
- この規則は、平成24年4月1日から施行する。 附 則(平成26年3月31日規則第22号)
- この規則は、平成26年4月1日から施行する。附 則(平成28年3月31日規則第13号)
- この規則は、平成28年4月1日から施行する。 附 則(平成29年3月31日規則第19号)
- この規則は、平成29年4月1日から施行する。 附 則(平成29年12月26日規則第34号)
- この規則は、平成30年1月1日から施行する。 附 則(令和4年6月30日規則第21号)
- この規則は、公布の日から施行する。

## 別表第1(第3条関係)

#### 団体名

- 一般財団法人明石コミュニティ創造協会
- 一般財団法人明石市産業振興財団

地方独立行政法人明石市立市民病院

- 公益財団法人明石文化芸術創生財団
- 一般社団法人明石市シルバー人材センター
- 社会福祉法人明石市社会福祉協議会
- 一般社団法人明石観光協会
- 明石地域振興開発株式会社

### 別表第2(第21条関係)

副市長、理事、政策局長、総務局長

#### 別表第3 (第24条関係)

副市長、理事、政策局長、総務局長、市民生活局長、福祉局長、都市局長、公営企業管理者、水道部長、教育長、教育委員会事務局長、消防長、市議会事務局長

別表第4 (第36条関係)

名称	寸法 (ミリメートル)	書体	個数	保管課かい	ひな形
明石市行 政オンブ ズマン之 印	方18	れい書	1	市民相談課	明石市行政 オンブズ マン之印

明石市公益監察員宛

## 内部公益通報書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第12条第1項の規定に基づき、下記のとおり内 部公益通報をします。

記

### 1 通報者

氏 名					
所属	又は会社名				
連絡先	住所				
(可能な 限り、複	電話番号				
数記載を	ファクス番号				
お願いし ます。)	メールアドレス				
希望する連絡方法		□書面の送付 □その他(	□電話	□ファクス	□メールの送付 )
通報を匿名とする理由 ※通報を匿名により行う場合のみ記載してください					

2 内部通報対象事実の内容(いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。)

3 その他公益監察員に伝えたい事項(公益監察員に望む対応等を記載してください。)

明石市公益監察員宛

## 内部公益通報相談書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第14条の規定に基づき、下記のとおり内部公益 通報に関する相談を申し込みます。

記

#### 1 相談者

氏	名					
所属	又は会社名					
連絡先 (可能な 限り、複	住所					
	電話番号					
数記載を	ファクス番号					
お願いし ます。)	メールアドレス					
希望する連絡方法		□書面の送付 □その他(	□電話	□ファクス	□メールの送付	)
□匿名により相談を行う						

2 内部通報対象事実に該当するかを相談したい内容(いつ、だれが、なにをしたか具体的に記載してください。)

3 その他公益監察員に伝えたい事項(公益監察員に望む対応等を記載してください。)

様式第3号(第6条関係)

年 月 日

様

明石市公益監察員

囙

#### 内部公益通報受理通知書

年 月 日付けで貴殿から受け付けた内部公益通報書を 年 月 日付けで受理したので、明石市法令遵守の推進等に関する条例第15条第2項の規定により、通知します。(通報番号 年第 号)

今後、本通報に関する取扱いは、次の公益監察員が担当します。

公益監察員氏名:

住 所:

電 話:

ファクス:

メールアドレス:

※内部公益通報をしたことを理由とした不利益取扱いを受けたと考える場合は、その旨について、公益監察員に対して、不利益取扱いの申出(明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第1項)及び不利益取扱いに関する相談(明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第2項)をすることができます。

様式第4号(第6条関係)

年 月 日

様

明石市公益監察員

囙

#### 内部公益通報不受理通知書

年 月 日付けで貴殿から通報を受けた内部公益通報について、以下の理由により受理しないこととしたので、明石市法令遵守の推進等に関する条例第15条第2項の規定により通知します。

(理由)

※内部公益通報をしたことを理由とした不利益取扱いを受けたと考える場合は、その旨について、公益監察員に対して、不利益取扱いの申出(明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第1項)及び不利益取扱いに関する相談(明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第2項)をすることができます。

明石市長 様

明石市公益監察員

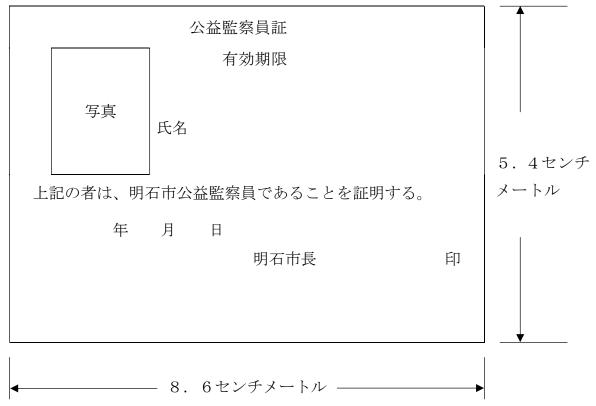
印

# 内部公益通報対象事実内容報告書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第16条第3項の規定により、内部公益通報にかかる調査を行うに当たり、内部公益通報を受理したこと及びその内容について、次のとおり報告します。

通報受付日	年	月	日(通報番号	年第	号)	
通報の形態	書面の送付・電話・	・ファクス	・電子メール・面談	・その他	(	)
通報内容						
通報時の対応						
通報者が望む対応						
公益監察員 の今後の対 応方針						
備考						

(表)

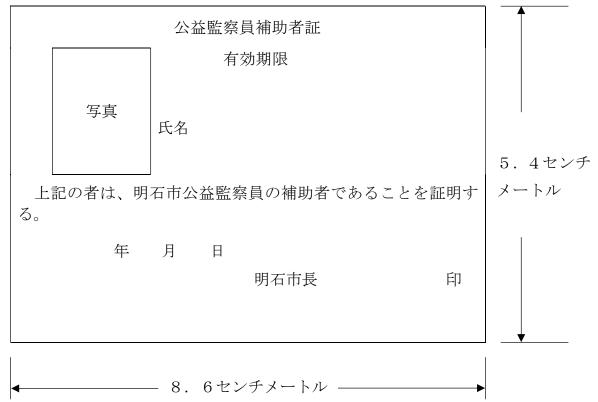


(裏)

# 注意事項

- 1 この証明書は、明石市公益監察員の身分を明確にするため 常に携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、関係人又は関係機関から請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証明書は、明石市公益監察員の職を退いたときには、 速やかに返納しなければならない。

(表)



(裏)

#### 注意事項

- 1 この証明書は、明石市公益監察員の補助者の身分を明確にするため常に携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、関係人又は関係機関から請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証明書は、明石市公益監察員の補助者の職を退いたときには、速やかに返納しなければならない。

明石市公益監察員

様

明石市長

# 内部公益通報対象事実是正措置等報告書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第21条第2項の規定により、 年 月 日付けで貴職より勧告を受けた内部通報対象事実(通報番号 年第 号)について、是 正措置等を講じましたので、次のとおり報告します。

内部通報対 象事実の概 要	
是正措置等の内容	
備考	

明石市公益監察員宛

## 不利益取扱申出書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第1項の規定により、下記のとおり 年 月 日付けで内部公益通報を行ったことにより不利益取扱いを受けたと思い ますので、その旨申し出ます。

記

### 1 申出者

氏	名				
所属又は会社名					
連絡先 (可能な 限り、複	住所				
	電話番号				
	ファクス番号				
お願いします。)	メールアドレス				
希望する連絡方法		□書面の送付 □その他(	□電話	□ファクス	□メールの送付 )

2 不利益取扱いの内容(いつ、だれに、どのような不利益取扱いを受けたか具体的に記載してください。)

3 その他公益監察員に伝えたい事項

明石市公益監察員宛

## 不利益取扱相談書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第27条第2項の規定により、下記のとおり 年 月 日付けで内部公益通報を行ったことにより不利益取扱いを受けたと考え ますので相談を申込みます。

記

### 1 相談者

氏	: 名				
所属	又は会社名				
連絡先 (可能な 限り、複	住所				
	電話番号				
数記載を	ファクス番号				
お願いします。)	メールアドレス				
希望する連絡方法		□書面の送付 □その他(	□電話	□ファクス	□メールの送付 )
□匿名によ	り相談を行う				

2 不利益取扱いの内容(いつ、だれに、どのような不利益取扱いを受けたか具体的に記載してください。)

3 その他公益監察員に伝えたい事項(公益監察員に望む対応等を記載してください。)

# 様式第11号(第14条関係)

年 月 日

(市の機関又は任命権者)

様

明石市公益監察員

印

# 不利益申出内容報告書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第28条第2項の規定により、不利益取扱いに関する調査を行うに当たり、不利益取扱いの申出を受けたことについて、次のとおり報告します。

申出受付日		年	月	日 (	通報番号	<del>,</del>	年第	号)	
申出の形態	書面の送付・	電話・	ファクス・	電子	メール・	面談	<ul><li>その他</li></ul>	(	)
申出者名									
申出内容									
申出時の対 応									
申出者が望 む対応									
公益監察員 の今後の対 応方針									
備考									

明 石 市 長 様 不利益申出職員 様

明石市公益監察員

印

不利益取扱是正措置勧告を行った旨の報告・通知書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第28条第4項の規定により、 年 月 日付けで受け付けた内部通報対象事実(通報番号 年第 号)に対する不利益取扱いの 事実があることを認め、勧告を行いましたので、次のとおり報告します。

不利益取扱いの概要	
勧告の内容	
備考	

様式第13号(第16条関係)

年 月 日

(明石市長又は任命権者等)

明石市長様

様

不利益申出職員 様

明石市公益監察員

印

不利益取扱事実が認められない旨の報告・通知書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第28条第5項の規定により、 年 月 日付けで受け付けた内部通報対象事実(通報番号 年第 号)に対する不利益取扱いに 係る調査の結果、不利益取扱いの事実が認められませんでしたので報告します。 様式第14号(第17条関係)

年 月 日

明石市公益監察員

様

(任命権者等)

# 不利益取扱是正措置報告書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第28条第6項の規定により、 年 月 日付けで貴職より勧告を受けた内部通報対象事実(通報番号 年第 号)に対する不利 益取扱いについて、次のとおり是正措置を講じましたので、次のとおり報告します。

不利益取扱 いの概要	
是正措置の内容	
備考	

明石市公益監察員

様

(任命権者等)

不利益取扱是正措置を実施しないことについての報告及び理由書

明石市法令遵守の推進等に関する条例第28条第6項の規定により、 年 月 日付けで貴職より勧告を受けた内部通報対象事実(通報番号 年第 号)に対する不利 益取扱いについては、不利益取扱是正措置を実施しないこととしましたので、次のとおり 報告します。

勧告を受け た不利益取 扱いの概要	
不利益取扱 表正措置 を 実施 理由	
備考	

# 様式第16号(第18条関係)

# 要望・提案等聞き取り調書

報告者職・氏名				
聞き取り時	年 月	日	時	分
聞き取り場所				
同席者氏名				
相 手 方 の 住所・氏名等				
要望、提案等の概要				
処2不当な!理意又は警欄報告	まデータベースに入力 要望、提案等である為、≧ 告したものとして上司に 求行為等審査会で審査		事務処理欄	

# 様式第17号(第23条関係)

# 不当要求行為内容調書

報 告 者 職 ・ 氏 名					
発 生 日 時	年	月	Ħ	時	分頃
発生場所					
同 席 者 職 • 氏 名					
相 手 方 の 住所・氏名等	(名刺がある場 等を記載するこ		しを添付し	、氏名等不	詳の場合は風ぼう
事案の概要					
対応状況措置内容					
参考事項					

注 参考となる資料(面談記録等)がある場合は、その写しを添付すること。

# 様式第18号(第29条関係)

	苦	情	申	<u>\frac{\frac{1}{1}}{1}</u>	書		左	п	П
   (あて先)明石市彳	<b>行政オンブズマン</b>						年	月	日
				郵便都		-			
	<del>-1</del> -	情申立	<del>'</del> ,	住氏	所 名				
	<b>卢</b>	川月中ユ		電話番	•	_	_		
			(			団体にあって	ては、事	事務所又	は
				事業原	斤の所在	地、名称及び	び代表す	皆の氏名	)
明石市法令遵守の推進等に関する条例第53条第2項の規定により、次のとおり苦情の申立てをします。									
苦情の原因となった	た事実のあった日			年	月	月			
苦情申立の趣旨									
世様中さの押中									
苦情申立の理由									
	│□有   □市民相談	口蛙盾	百 <i>(</i> 議 ⁄	<b>△</b> )	口陆桧	(議会) [	□監査診	丰小	
他の制度への	□   □   □   □     □					□行政不服 <b>智</b>		月小	
手続きの有無	□行政事件訴訟						)		
	□無								
	住 所					申立力			
代 理 人	氏 名   電話番号 -		_			との関係			
				_					
申立人の個人情報開示に係る承	この苦情申立てに   いて同音します	係る調	歯査の	ため必	い要なと	きは、私の個	人情報	の閲覧に	こつ
おおいて伝る承諾	「くい日本しみり。」			丑	:名			ED	

# 備考

- 1 苦情申立の理由は、経過や内容をできるだけ具体的に書いてください。
- 2 他の制度への手続きの有無の欄には、該当するところに**☑**印を付けてください。 なお、その他に**☑**印を付けたときは、( )内にその制度を記入してください。

# 様式第19号(第30条関係)

# 代理人選任届兼委任状

代理人氏名:			
代理人住所: <u>(〒 – )</u>			
委任する苦情申立ての内容			
私は、上記の者を明石市法令遵守の推進等に関する条例第53条第3項 上記の苦情申立ての代理人として選任し、同条に規定する苦情申立てに関 その権限を委任いたします。			
明石市行政オンブズマン 宛	<b>f</b>	п	
氏名: 印	午	月	Ħ
住所: (〒 – )			

(表) オンブズマン証 氏 名 写真 生年月日 年 月 日 5. 4センチ メートル 上記の者は、明石市法令遵守の推進等に関する条例第42条 の規定に基づく明石市行政オンブズマンであることを証する。 年 月 日 明石市長 印 8. 6センチメートル -

### (裏)

#### 注意事項

- 1 この証明書は、明石市行政オンブズマンの身分を明確にするため常に携帯しなければならない。
- 2 この証明書は、関係人又は関係機関から請求があったときは、提示しなければならない。
- 3 この証明書は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。
- 4 この証明書は、明石市行政オンブズマンの職を退いたときには、速やかに返納しなければならない。

明石市行政オンブ	是正等措置・制度改善等状況報告書 ズマン 様	第年	月	号日
21 11 11 13 27 7 2	(市の機関名)			
年 月 て、明石市法令遵 します。	勧 告 是正等の打	善等の		
勧告・意見表明 の趣旨				
是でで とで とで とで とで とび とび とび とび とび とび とび とび とび とび				
所管課等	電話番号			

# 外部公益通報等受付票

受付担当者 所属

職名

氏名

通報日時	年	月	日	曜日	通報の	電話・電子メール	レ・ファクス・郵送・
世界日内		時	分		方法	面会・その他(	
通報者氏名等		: : : : 重絡方 <sup>;</sup>	□ ?	言面の送 この他	(	話 □ファクス	歳 □メールの送付 )
通報者の区分	社員・パ <del>-</del> 部署:	- h • '	アルバイ	、ト・汀	<ul><li>で造労働者</li><li>役職:</li></ul>	・その他(	)
通報内容(通報内	①通報対 実に係る 者等	事業	事業者 部署名 氏名:	:		_	
容は通報者からの	②不正の図	勺容	(いつ	、だれ	が、なにを	としたか具体的に	記載すること。)
申出内容のみを記							
載すること。受付担							
当者の主観は排除							
すること。)							
_ C o /							
	③不正事第	実は	生じて	いる・	生じようと	こしている・その	他 ( )
	④対象と						
	法令等の 内容等	違反					
	⑤証拠又				面、CD等	:) は:	)
	考となる   等	書類	無無	本・写			
	⑥市以外 通報・相調		有(上無	司・そ	の他(		))
特記事項	通報者の利			各希望時	<b>時間など</b>		

様式第23号(第42条関係)

年 月 日

様

(市の機関名)

印

### 公益通報受理決定書

明石市法令遵守の推進等に関する条例施行規則第42条第1項の規定により、通報を受けた公益通報について、下記のとおり通知します。

記

年 月 日付けで貴殿から受け付けた公益通報を 年 月 日付けで受理したので通知します。

今後、本通報に関する取扱いは、次の部署が担当します。

担 当 部 署 名:

住 所:

電 話:

ファクス:

メールアドレス:

様式第24号(第42条関係)

年 月 日

様

(市の機関名)

印

#### 公益通報不受理決定書

明石市法令遵守の推進等に関する条例施行規則第42条第1項の規定により、通報を受けた公益通報について、下記のとおり通知します。

記

年 月 日付けで貴殿から受け付けた公益通報は、以下の理由により受理 しないこととしたので通知します。

#### (理由)

- □通報対象事実が本市の機関の処分等を行う権限に属さないものであるため 通報対象事実について処分等の権限を有する行政機関等の名称等
- □その他